

小松駅西 地区計画の解説

建物等の用途の制限

地区全域においては、商業・業務上の利便性向上及び界隈性創出のため、一定の用途制限があります。これによって、風俗営業法で規定する一部の施設（迷惑施設）や工場・倉庫など地区にふさわしくない用途の建築物（不適格施設）は建てられません。

【迷惑施設】

当地区において想定する、迷惑施設とは以下の範囲とします。（ 表示）

●風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項各号に定める「風俗営業」施設（例示）

○キャバレー（第1号）：当地区では許容しています

○料理店、カフェ等（第2号）：

○ナイトクラブ等（第3号）：

○ダンスホール等（第4号）：

○低照度飲食店等（第5号）

○区画席飲食店等（第6号）

○麻雀屋、パチンコ屋等（第7号）：当地区では許容しています

○スロットマシン、テレビゲーム店等（第8号）：当地区では許容しています

●風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項各号に定める「風俗営業」施設（例示）

○個室付浴場（ソープランド）等（第1号）

○性的接客施設（ファッション・ヘルス）等（第2号）

○娑態興行場（ストリップ劇場）等（第3号）

○同伴宿泊施設（ラブホテル）等（第4号）

○性的物品販売施設（アダルトショップ）等（第5号）

○その他風俗関連施設（テレクラ）等（第6号）

【不適格施設】

●倉庫業を営む倉庫

●自動車教習所

●畜舎

●サイロ

●ゴルフ練習場

●バッテング・センター